

地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない 構造方法を定める件等を制定・一部改正する告示案について（概要）

1. 背景

平成23年3月に発生した東日本大震災において、エスカレーターが脱落する事案等が複数生じたことから、「エスカレーターの落下防止対策試案」をとりまとめ、平成24年7月31日から同年9月15日まで意見募集を実施したところである。意見募集を通じて寄せられたご意見を踏まえ、国土技術政策総合研究所においてさらに技術的検討を行い、今般、建築物等のさらなる安全性を確保するため、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の一部を改正することに伴う関係告示を制定及び改正する。

2. 関係告示の概要

(1) 令第129条の12第1項関係

地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件の制定。

別紙（その1）参照

(2) 令第129条の4第3項及び令第144条第2項関係

エレベーターの地震その他の震動に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件、地震その他の震動によってエレベーターの釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件及び地震その他の震動によって遊戯施設の釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件についての制定。

別紙（その2）、（その3）、（その4）参照

(3) 令第129条の11関係

乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全上支障がない構造方法を定める件の制定。

別紙（その5）参照

(4) 令第137条の2関係

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成17年国土交通省告示第566号）の一部改正

別紙（その6）参照（天井に関する部分は平成25年2月28日から3月29日まで既にパブコメ実施済みのため、今回は対象外）

3. 今後のスケジュール

公布 平成25年5月頃（予定）

施行 平成26年4月（予定）